

田原市総合教育大綱

田原市教育振興基本計画

令和8年3月

田原市・田原市教育委員会

目次

◆ はじめに	- 1 -
第1章 田原市が目指す教育	- 2 -
I 目指す姿	- 2 -
1 基本理念	- 2 -
2 目指す人づくり	- 3 -
II 教育の主要な柱	- 4 -
1 ふるさと教育・ふるさと学習	- 4 -
2 ふるさと教育の推進	- 5 -
第2章 教育の取組方針	- 6 -
取組とアクションプラン	- 6 -
I 学校教育の取組	- 7 -
I - 1 学校教育振興アクションプラン（田原市学校教育振興計画） ...	- 7 -
II 社会教育の取組	- 9 -
II - 1 生涯学習振興アクションプラン（田原市生涯学習振興計画） ...	- 9 -
II - 2 スポーツ推進アクションプラン（田原市スポーツ推進計画） .-	- 11 -
II - 3 生涯読書振興アクションプラン（田原市生涯読書振興計画） .-	- 13 -
II - 4 文化財保存活用アクションプラン（田原市文化財保存活用計画） .-	- 15 -
参考資料	- 17 -

◆ はじめに

1 計画改定の趣旨

田原市では、平成 22 年 3 月に田原市教育振興基本計画、平成 28 年 2 月に田原市総合教育大綱を策定し、以降、教育の総合的な方向性を示すものとして改定を重ねながら、教育の充実に取り組んできました。

現行計画の期間が令和 8 年 3 月をもって満了することに併せ、変わることのない普遍的な教育の理念とともに、時代の変化に伴う新たな課題や、育むことが求められる資質や能力などを計画に反映させ、本市の教育が、予測が困難な時代においても、市民一人一人の生涯を通じた学びと豊かで幸せな人生の実現に資するものとなるよう、本計画を改定し、今後 5 年間の教育の取組の方向性を示すものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「教育振興基本計画」及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定する「大綱」であると同時に、本市の最上位計画である田原市総合計画に示す将来都市像を実現するための、教育文化分野に関わる部門別計画として位置付けられる計画であり、「デジタル田園都市国家構想 田原市総合戦略」等の関連する他の計画と併せ、本市の教育が目指す方向性と基本方針を示すものです。

本市が目指す将来都市像「うるおいと活力あふれるガーデンシティ～みんなが幸せを実現できるまち～」の下、本市の教育、文化・伝統、スポーツなどの振興に関する施策の基本となる理念、目指す人づくり、重視する考え方を本計画において明示し、人づくりの「目指す姿」を明らかにします。

3 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。なお、教育環境の変化や計画の進捗状況に対応するため、状況に応じて計画の見直しを行い、計画の実行性を高めます。

第1章 田原市が目指す教育

I 目指す姿

1 基本理念

「ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり」

田原市の教育は、日本国憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に基づき、人格の形成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸ばし、自立した人間を育て、社会の形成者である住民を育成すること、すなわち、「人づくり」を目指しています。

子どもから大人まで、一人一人がふるさとに学び、自らを磨くことで、心豊かな人間としてきらりと輝く幸せな人生を送ってほしいとの願いを込め、平成28年からの基本理念「ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり」を引き続き継承していきます。

現在は、急激な少子高齢化社会の進行や、地震や風水害など大規模災害の頻発や気候変動、世界各地で続く紛争とそれに伴う国際経済の不透明化など、社会・経済の状況が日々大きく変化し、将来の予測が困難な「不確実性の時代」と言われています。

加えて、デジタル技術の急速な進歩や、誰一人取り残されない共生社会の実現など、人々の暮らし方や価値観が多様化し、様々な分野でこれまでとは違った対応が求められています。

これらの変化は教育活動にも大きな影響を及ぼしており、「GIGA スクール構想」等の教育分野でのDX推進を始め、ウェルビーイングの向上、リカレント教育を通じた高度人材育成など、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材の育成が求められるなど、教育のあり方も大きく変わり続けています。

しかしながら、教育が目指すものは、いかに時代が変化しようとも変わるものではありません。人々が互いの人権を尊重し、生涯を通して健康で、生きがいのある人生を過ごし、それぞれの自己実現を図ることにより幸せを感じるためには、教育による様々な学びや気づきが不可欠です。

また、グローバル化と技術の進歩により、国境だけでなく年齢・性別・職

業などの様々な境界が取り払われ、人々が自由に繋がり合うようになった社会において、自身と異なる歴史や文化的背景を持つ他者を尊重しながら、自分らしく主体的に生きていくためには、自身のふるさとに誇りと愛着を持つこと、そして他者のふるさとへの思いにも共感できる能力が、これまで以上に大切なものとなります。

田原市では、時代が変化しても変わらない普遍的なものとして、「ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり」を基本理念に掲げつつ、様々な変化に柔軟に対応しながら、持続可能な社会の創り手となる「目指す人づくり」を進めます。

2 目指す人づくり

- ① ふるさとを愛し、たくましく生きる人を育てます
- ② 社会との絆を深め、信頼される人を育てます
- ③ スポーツや文化・芸術に親しみ、心身ともに健康な人を育てます
- ④ 夢や志を抱きその実現に努力し、社会に貢献する人を育てます
- ⑤ ふるさとに誇りをもって、世界に羽ばたく人を育てます

① ふるさとを愛し、たくましく生きる人を育てます

田原市の自然、歴史・伝統文化、人々とかかわり、地域の魅力や良さを理解し活かすことを通じて、郷土愛が生まれ、地域に誇りを持つことができるようになります。また、変化の激しい社会の中で、困難に立ち向かい、生き抜く力をつけることも大切です。ふるさと教育の中で、自己を確立し、目標を見つけ、たくましく生きる人づくりを目指します。

② 社会との絆を深め、信頼される人を育てます

より豊かな社会を実現するためには、社会の一員としての自覚を持ち、一人一人が公共を重んじ、信頼を大切にすることを育むことが大切です。礼節を重んじ道徳を大切にすることで互いに尊重し合い、受け入れる心を育てる人づくりを目指します。また、家庭を原点として、学校や地域、行政など社会全体が協働して教育の向上に取り組む人づくりを目指します。

- ③ スポーツや文化・芸術に親しみ、心身ともに健康な人を育てます
スポーツや文化・芸術は、自分自身の品性を磨く上で大切なことです。単に成果を競うのではなく、心身ともに健康な人を育てるという視点で、生涯にわたってスポーツや文化・芸術に親しむ人づくりを目指します。
- ④ 夢や志を抱きその実現に努力し、社会に貢献する人を育てます
学びは、生涯を通じた課題であり、生きがいでもあります。一人一人が生涯にわたり、いつでもどこでも、自分の夢や志の実現を目指して自己を高めることに努め、個性と能力を伸ばすことができるようにすることが大切です。学ぶことで、社会の一員としての自覚を持ち、心豊かな生活を送ることができます。その学びを社会に還元し貢献できる人づくりを目指します。
- ⑤ ふるさとに誇りをもって、世界に羽ばたく人を育てます
自分が住む「ふるさと」への誇りと地球規模の視野に立った考え方を併せ持ち、世界の人々がそれぞれの「ふるさと」を誇りに思う気持ちも尊重できるようになることが大切です。海外を含むさまざまな人々との出会いや交流を通じて、世界に通じる教養を身につけ、多様な文化や価値観をもつ人々と理解し合い、共に生きることができる人づくりを目指します。

II 教育の主要な柱

1 ふるさと教育・ふるさと学習

本計画の基本理念にあるように、本市の教育においては、「ふるさと教育」を、学校教育と社会教育の両方にわたる主要な柱として位置付け、ふるさと学習に取り組んでいます。

「ふるさと学習」とは、今、学習者自身が住んでいる、このふるさと（市、町、校区など）の自然、歴史、人物、文化、産業といった地域の教育資源や、それらに関する資料を教材として、ふるさとに関する知識を広げ、認識を深める学習のことで、さらにこうした学習を支援するための活動を、「ふるさと教育」と呼んでいます。

ふるさとに関する知識を広げ認識を深めることは、それが間接的である場合でも、ふるさとへの誇りと愛情を育てることに繋がります。また、正しい知識や認識に裏づけられた誇りや愛情は、簡単に揺らぐことがなく、人を、ふるさとをより良くするための行動に導きます。

田原市における「ふるさと教育」と「ふるさと学習」は、ふるさとそのものについての学習を中心に取り組むことにより、「ふるさと田原」に関する知識を広げ、認識を深めていくことを中心に据えています。

2 ふるさと教育の推進

ふるさと教育を発展させるための環境（資源）

市内の教育機関は、全て「ふるさと教育」の拠点となります。学校がそのような役割を果たすことは言うまでもありませんが、各社会教育施設も、同様の役割を担っています。

例えば、市民館でふるさとに関する講座を開催し、図書館は所蔵するふるさとに関する資料の活用を促し、博物館ではふるさとに関する文化財の展示会を開催するなど、それぞれの機関が様々な方法で、「ふるさと教育」を推進する活動を行っています。

このように、社会教育施設の活動は「ふるさと教育」の中心にあり、これらの教育機関・社会教育施設の整備は、生涯にわたる「ふるさと学習」を支援するという観点から、重要な意義を持っています。

また、「ふるさと教育」の発展には、何と言っても「ひと」の存在が欠かせません。特に、ふるさとに関する多くの知見を有するシニア世代の存在に焦点を当て、その知識や見識を次世代に継承することで「ふるさと教育」の推進を図るほか、その活動がシニア世代自身の生きがいの一つとなることで、多世代にわたる「人づくり」が実現し、地域の幸せや豊かさに繋がるものと考えます。

第2章 教育の取組方針

取組とアクションプラン

教育分野の各取組については、具体的なアクションプランとしてそれぞれの所管課で個別計画を策定し、効果的な推進を図ります。

また、推進にあたっては、目標の達成状況を客観的に評価し、継続的な改善を図る「PDCAサイクル」に基づき、着実な実施に努めます。

取組とアクションプラン（個別計画）	取組（目標）期間
I 学校教育の取組	
I-1 学校教育振興アクションプラン （田原市学校教育振興計画）	令和8年度～ 令和12年度
II 社会教育の取組	
II-1 生涯学習振興アクションプラン （田原市生涯学習振興計画）	令和8年度～ 令和12年度
II-2 スポーツ推進アクションプラン （田原市スポーツ推進計画）	令和8年度～ 令和12年度
II-3 生涯読書振興アクションプラン （田原市生涯読書振興計画）	令和8年度～ 令和12年度
II-4 文化財保存活用アクションプラン （田原市文化財保存活用計画）	令和8年度～ 令和12年度

I 学校教育の取組

I-1 学校教育振興アクションプラン（田原市学校教育振興計画）

1 取組の方針

グローバル化の進展や生成 AI をはじめとする ICT 技術の革新により、子どもたちを取り巻く社会は急速に変化しています。こうした社会の変化に対応し、子どもたちが主体的に生き抜く力を育むため、学校教育においては「主体的・対話的で深い学び」のさらなる充実が必要です。子どもたちには、様々な課題に対し、自ら考え、判断し、行動する力、そして、その行動を振り返り、何度も挑戦することで、より良い状態を目指し、創造していく力が求められています。また、子どもたちの幸福と健やかな成長を社会全体で支えるため、学校教育には家庭や地域との連携を強化し、持続可能な教育体制を構築することが求められています。これらの背景を踏まえて、「田原市学校教育振興計画」で本市が目指す学校教育を振興していくための方向性を明らかにし、学校教育の振興に取り組みます。

2 取組の概要

- 学校では、日々の活動の中で「ふるさと田原の学校で 笑顔いっぱい 子ども 輝く」をスローガンに、「ウェルビーイングを高めながら、未来を切り拓き、生き生きと輝く子どもの育成」を推進します。
- 実体験を通して、ふるさとに関する知識を広げ、認識を深める「ふるさと学習」を推進します。ふるさとに学び、子どもたちが笑顔いっぱいで輝く取組を通して、「ふるさと田原への愛着心を持ち、地域との関わりを大切にして社会や人のために役立とうとする子」の育成を目指します。
- 夢や希望をもって、自己を高めようとする子の育成を目指します。そのために学校は、家庭、地域、関係機関と共に、子どもたちの成長を支えます。
- 子どもたちの多様な学びを保障し、「主体的・対話的で深い学び」を実践します。一人一人の個性や可能性を引き出す教育を推進し、子どもたちが生き生きと学ぶ姿を実現します。
- 子どもたちの学びや育ちを地域全体で支えるため、地域と学校の連携・協働を推進するほか、中学生の休日の活動の受け皿となる「地域クラブ」の運営を支援します。

3 プラン（計画）の位置付け

本プラン（計画）は、「田原市総合計画」や「田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画」を上位計画とする個別計画として位置付け、上位計画の方向性などを踏まえて学校教育振興のための考え方や施策の体系を明らかにするものです。

4 プラン（計画）の期間

本プラン（計画）の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。また、教育環境の変化や計画の進捗状況に対応するため、状況に応じて計画の見直しを行い、計画の実行性を高めます。

個別計画体系図

[スローガン]

ふるさと田原の学校で 笑顔いっぱい 子ども 輝く

[重点目標]

① ふるさとを愛し、生き生きと学ぶ
田原の子の育成

[基本施策]

ふるさと学習の推進

学ぶ力の向上への取組

専科教育・少人数指導の充実

特別支援教育の充実

読書活動・情操教育の推進

国際理解教育・外国語教育の推進

ICT 機器を活用した教育の推進

② 自他を思いやる心を持ち、共に支え合う
田原の子の育成

道徳教育・情報モラル教育・
人権教育・多様性を理解する教育の推進

ボランティア活動・交流活動の推進

いじめ・不登校対策・生徒指導
相談活動などの充実

③ 心身ともに健やかで、たくましく生きる
田原の子の育成

健康教育の推進

学校体育の推進

食育の推進

防災教育・安全教育の推進

④ 夢を持ち、社会の役に立とうとする
田原の子の育成

キャリア教育の推進

持続可能な社会の創り手を育てる
教育の推進

⑤ 未来を生き抜く主体性と協働性をもった
田原の子を育てる学校の実現

主体性と協働性を育てる
学校体制の充実

教育環境の整備

⑥ 家庭・地域と共に田原の子を育てる
学校の実現

学校支援体制の充実

家庭・地域との連携及び協働体制
の強化

Ⅱ 社会教育の取組

Ⅱ－1 生涯学習振興アクションプラン（田原市生涯学習振興計画）

1 取組の方針

田原市では、これまで「ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり」を基本理念に、実践的かつ具体的なアクションプランにより生涯学習の振興に取り組んできました。

今回、生涯学習振興計画の計画期間である5年目を迎えることに加え、人生100年時代の到来、社会情勢の急速な変化による将来の予測が困難なVUCAの時代、人口減少、少子高齢化、DXの進展、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新しい生活様式への対応や働き方改革の推進等、社会を取り巻く新たな課題へ対応し、一人一人が多様な幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるもの（ウェルビーイング）となるよう、「田原市生涯学習振興計画」により生涯学習の取組を推進します。

2 取組の概要

生涯学習の振興については、次の内容を重点目標として様々な学びの機会や学ぶ環境の充実に取り組むと同時に、毎年度、外部委員で組織される「田原市社会教育審議会」を開催し、幅広い意見を頂きながらプランの進捗管理を行います。

また、子どもたちの学びや育ちを地域全体で支えるため、地域と学校の連携・協働を推進するほか、中学生の休日の活動の受け皿となる「地域クラブ」の運営を支援します。

（1）学ぶ機会の充実

市民の学びへの多様なニーズに応えるため、関係機関や地域との協力・連携を図りながら、人生の様々な場面において学びの機会の充実を図ります。

（2）学びを活かす機会の充実

社会の中で多くの人が輝くことができるよう、学びを地域社会に還元できる人づくりや、学びの成果を共有できる仕組みづくり、発表機会の提供等により環境整備に努め、学びを活かす機会の充実を図ります。

（3）学びを支える環境の充実

利用しやすい施設運営に努めることにより市民の学習活動を支えます。

学ぶことが、困難を抱える人を支え、学びを支える環境の充実を図ります。

3 プラン（計画）の位置付け

本プラン（計画）は、「田原市総合計画」や「田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画」を上位計画とする個別計画として位置付け、上位計画の方向性等を踏まえて、生涯学習振興の考え方・体系を明らかにするものです。

4 プラン（計画）の期間

本プラン（計画）の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

個別計画体系図

[スローガン]

ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり

[重点目標]

1 学ぶ機会の充実

[基本施策]

ライフステージに応じた学びの機会の提供

地域性に応じた学びの機会の拡充

ふるさとの歴史・文化・産業を通じた学びの機会の提供

2 学びを活かす機会の充実

学びの成果を発表や活用する機会の推進

学びを通じた絆づくりの推進

3 学びを支える環境の充実

学びのための体制・制度・環境整備の推進

家庭・学校・地域・行政の連携強化

Ⅱ-2 スポーツ推進アクションプラン（田原市スポーツ推進計画）

1 取組の方針

スポーツは、体力向上や心身の健康の保持増進をもたらすだけでなく、多くの人に夢や感動を与え、人々を集わせる魅力を持ち、地域の交流と活性化につながるものです。

田原市では、スポーツ基本法第10条第1項に基づき、平成28年3月に「田原市スポーツ推進計画」を策定し、その振興に努めてきました。今回、令和8年3月の計画期間の終了に合わせて本計画を改定し、前計画の基本理念やスローガンを継承しつつ、現在の状況や課題を踏まえ、より効果的にスポーツ施策を推進します。

2 取組の概要

取組の基本理念、スローガンを次のとおりとします。

(1) 基本理念

健康の増進や生きがい・仲間づくりとともに、活動を通じて礼節などを学ぶ機会として、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに親しむことができる環境を目指します。

本市の自然環境を活かしたスポーツを通じて、関係・交流人口の拡大を図るとともに、スポーツの力による地域の魅力発信や活性化を目指します。

(2) スローガン

田原市民や田原市を訪れる人々が、みんなでスポーツを楽しむスポーツタウンを目指すため、「スポーツ大好き 田原」をスローガンに掲げます。

【本計画における「スポーツ」の範囲】

本市では、運動競技だけではなく、広く自身の健康増進のために行う身体運動もスポーツとして捉えます。具体的には、健康づくりや介護予防のために行うウォーキングや体操などの軽い運動、遊びの要素を取り入れるなど楽しみながら体を動かす遊具遊びやレクリエーション、あるいは余暇時間を使って楽しむハイキングやサイクリングなどもスポーツの範疇として捉えます。

3 プラン（計画）の位置付け

本プラン（計画）は、「田原市総合計画」や「田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画」を上位計画とする個別計画で、これらの計画の方向性を踏まえて、本市のスポーツ推進のための事業を明らかにします。また、スポーツ基本法第10条第1項に規定する「地方スポーツ推進計画」に位置付けるものとし、国の「スポーツ基本計画」及び愛知県の「スポーツ推進計画」を踏まえて改定するものです。

4 プラン（計画）の期間

本プラン（計画）の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とすることで、スポーツ環境の変化に柔軟に対応し、計画の実行性を高めます。

[スローガン]

スポーツ大好き 田原



[基本施策]

基本施策1 スポーツの機会の充実

- 誰もが参加しやすいスポーツ機会の創出に取り組み、市民にスポーツの重要性を周知しスポーツ活動を推進する。
- スポーツ協会等と連携し、技術力・競技力の向上につながる競技スポーツを推進する。
- 中学校の部活動の受け皿として、地域クラブの活動支援に力を入れ、子どもがスポーツと関わる機会を継続的に確保する。
- 地域におけるスポーツ活動を推進し、幅広い世代におけるスポーツ習慣の定着を図る。
- 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指して、様々な年代の健康課題に沿った、生涯を通じての健康づくりに取り組む。

- 基本施策 1-1 子どものスポーツ活動の推進
- 1-2 成人のスポーツ活動の推進
- 1-3 シニア世代のスポーツ活動の推進
- 1-4 障がい者のスポーツ活動の推進
- 1-5 みる・ささえるスポーツの推進

基本施策2 スポーツ組織・人材の充実

- スポーツ協会やスポーツ少年団など、地域のスポーツ団体の活動を総合的に支援する。
- 指導者やアスリートの人材育成を進め、スポーツを行うための環境を整備する。
- スポーツ団体の認知度を高めるため、市民に向けて活動内容を分かりやすく発信する。

基本施策3 スポーツ施設環境の充実

- スポーツ活動の拠点として、スポーツに親しむことができる施設環境の充実を図るとともに、適切な管理運営に努める。
- 学校施設開放を実施することにより地域でスポーツに取り組みやすい環境を整える。

基本施策4 スポーツによる地域活性化

- 地域資源を活かしたスポーツ大会やスポーツイベントの開催などを通じ、スポーツツーリズムの推進を図り、本市の魅力を国内外に発信するとともに、地域の活性化を図る。

Ⅱ－３ 生涯読書振興アクションプラン（田原市生涯読書振興計画）

1 取組の方針

読書は生涯にわたる発達に欠かせない活動です。「まち＊ほん田原市生涯読書振興計画」は、誰もが読書に親しむことができる環境を整え、生涯にわたって学び続ける社会の実現を目指します。

2 取組の概要

人々が、自らの豊かな知性と感性を育て、人間や社会や自然を理解し、自立した暮らしを営むために、読書の重要性は、年代を問わずますます高まっています。また、本をめぐる語らいは人と人の心をつなぎます。読書は人の「自立」と「つながり」の両方に役立ちます。本計画の愛称である「まち＊ほん」は、「まち」と「ほん」を掛け合わせていることを表し、本がまち全体に行き渡り、読書とまちづくりが互いに影響し合うことにより、両方が飛躍的に発展してほしいという願いをこの愛称にこめています。

計画の改定にあたっては、社会教育施設に求められる「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の役割を重視するとともに、デジタル社会への対応や社会的包摂の推進、さらにこども基本法の理念に基づき、子どもの権利の尊重と幸福の実現に資する施策を盛り込んでいます。

3 プラン（計画）の位置付け

本プラン（計画）は、「田原市総合計画」や「田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画」を上位計画とする個別計画として位置付け、生涯読書を推進するための考え方・体系を明らかにするものです。

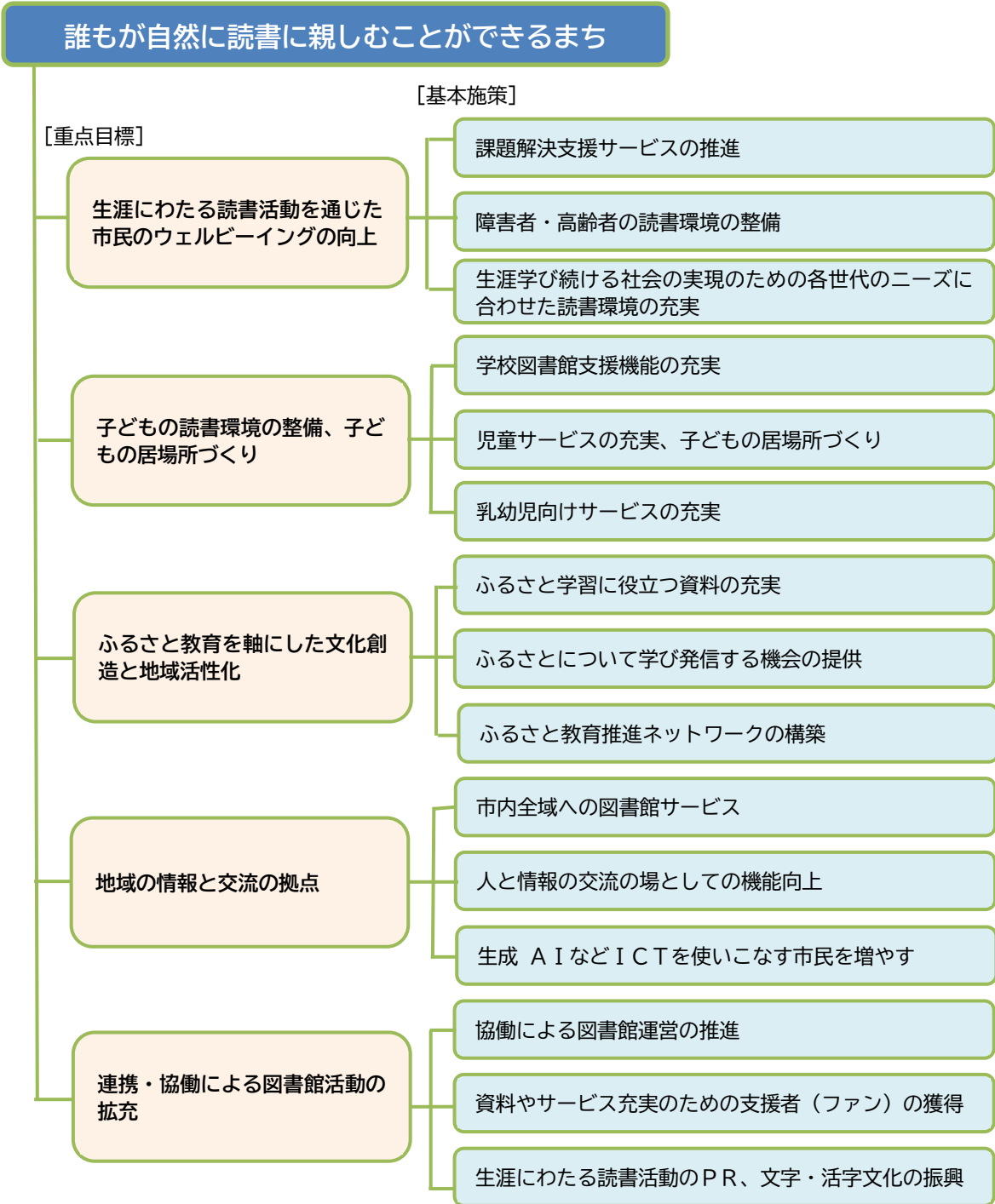
また、「文字・活字文化振興法」に基づき策定するものであり、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定による本市における子ども読書活動推進計画及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）第8条第1項の規定による本市における読書バリアフリー推進計画を兼ねるものです。

4 プラン（計画）の期間

本プラン（計画）の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

個別計画体系図

[スローガン]



Ⅱ－４ 文化財保存活用アクションプラン（田原市文化財保存活用計画）

1 取組の方針

田原市では、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた有形・無形文化財を十分に評価した上でまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会全体で文化財の保存活用に取り組んでいくことのできる体制を整備することが引き続き必要となっています。

これまで本市では、文化財を調査し指定を行うなどにより、その保護に取り組む一方で、博物館等の展示施設を運営することにより文化財の活用を図ってきました。

現在、市町村において、文化財保存活用地域計画を策定し、国の認定を受けることにより、積極的な国の財政支援を受けられるようになりました。

そこで、令和 8 年 3 月をもって田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画が満了することに併せ、文化財保存活用地域計画の前段階である「田原市文化財保存活用計画」を改定し、今後 5 年間の文化財の保存・活用への取組の方向性を示すものです。

2 取組の概要

田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画が目指す「ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり」を受け、ふるさとを学ぶ礎となる歴史・文化の継承に取り組むため、現計画の「守り伝える ふるさとの歴史」をスローガンとする基本理念や重点目標を踏襲し、計画を推進します。

3 プラン（計画）の位置付け

本プラン（計画）では、「田原市総合計画」や「田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画」を上位計画とする個別計画として位置付け、上位計画の方向性等を踏まえて、文化財保存活用の考え方・体系を明らかにするものです。

4 プラン（計画）の期間

本プラン（計画）の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

[スローガン]

守り伝える ふるさとの歴史

[重点目標]

1 ふるさとの価値や魅力を
掘り起こす活動の充実

[基本施策]

施策1 文化財の調査、収集

- ◇調査、収集
- ◇関連機関との連携
- ◇文化財の指定

施策2 文化財の整理・保存管理

- ◇収集資料の整理
- ◇適正な保存管理
- ◇資料のデジタル化
- ◇記念物の適正な保全

施策3 文化財情報の公開・発信

- ◇展示施設の活用
- ◇調査研究の成果の公開
- ◇DXの実現への取組

施策4 文化財に触れる機会の創出

- ◇学校連携の推進
- ◇生涯学習の充実
- ◇体験学習・ワークショップの充実

施策5 文化財の担い手の育成・支援

- ◇研究者の養成・支援
- ◇文化継承者への支援
- ◇市民団体との連携
- ◇将来の担い手の確保

施策6 さまざまな主体による活用の推進

- ◇多様な分野・関係団体との連携
- ◇文化財を活用した取組

施策7 総合的、計画的な保存・活用

- ◇文化財保存活用地域計画の策定推進
- ◇文化財保存活用個別計画の策定

2 ふるさとの宝の活用と
次世代への継承の推進

参考資料

1 田原市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政を推進するため、田原市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、市長が議長となる。

- 2 会議は、市長が定める日に開催するものとする。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 4 構成員は、会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、第6条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局を企画部企画課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 田原市総合教育会議構成員

(敬称略)

職 名	氏 名
田原市長	山 下 政 良
教育委員会 教育長	伊 藤 正 徳
教育委員会 教育長職務代理者	高 崎 佐智江
教育委員会 委員	田 中 早 苗
教育委員会 委員	田 中 智 和
教育委員会 委員	山 本 哲 男

3 策定(改定)の経過

平成 22 年 3 月 田原市教育振興基本計画の策定
平成 26 年 6 月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
平成 27 年 4 月 同法の施行

平成 28 年 2 月 田原市総合教育大綱 策定、田原市教育振興基本計画 改定

令和 3 年 3 月 田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画 改定

令和 8 年 3 月 田原市総合教育大綱・田原市教育振興基本計画 改定

4 第 2 次田原市総合計画(令和6年3月)の施策体系

<基本構想>

将来都市像	うるおいと活力あふれるガーデンシティ ～みんなが幸せを実現できるまち～
まちづくりの方針	① 田原の強みを活かしたまちづくり ② 参加と協働による持続可能なまちづくり ③ 連携により成長し続けるまちづくり

<基本計画>

教育文化分野の施策の大綱

児童生徒が生き生きと学び、確かな学力や豊かな心を育むことができるよう、保護者、学校、地域が連携し、本市の特色を活かした教育を推進するとともに、豊かな教育環境を整備します。

また、人生 100 年時代を豊かに過ごすことができるよう、生涯学習やスポーツ、芸術・文化活動を促進するとともに、本市固有の歴史・文化・風土を継承します。



〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

田原市企画部企画課〔電話 0531-23-3507〕

田原市教育委員会教育総務課〔電話 0531- 23-3530〕